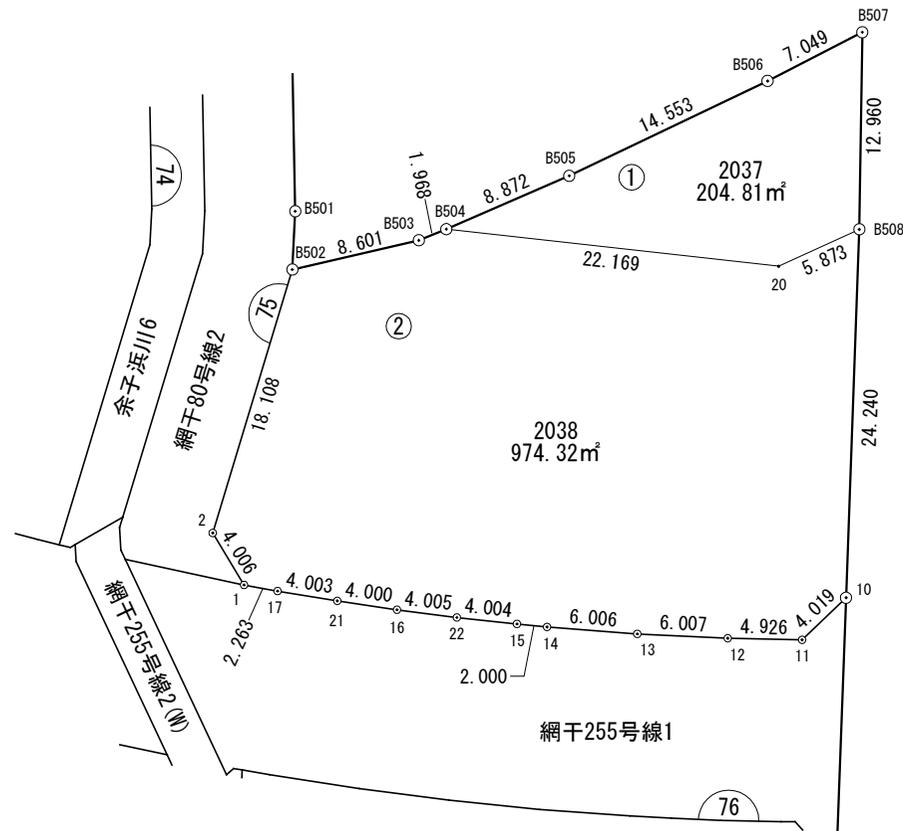


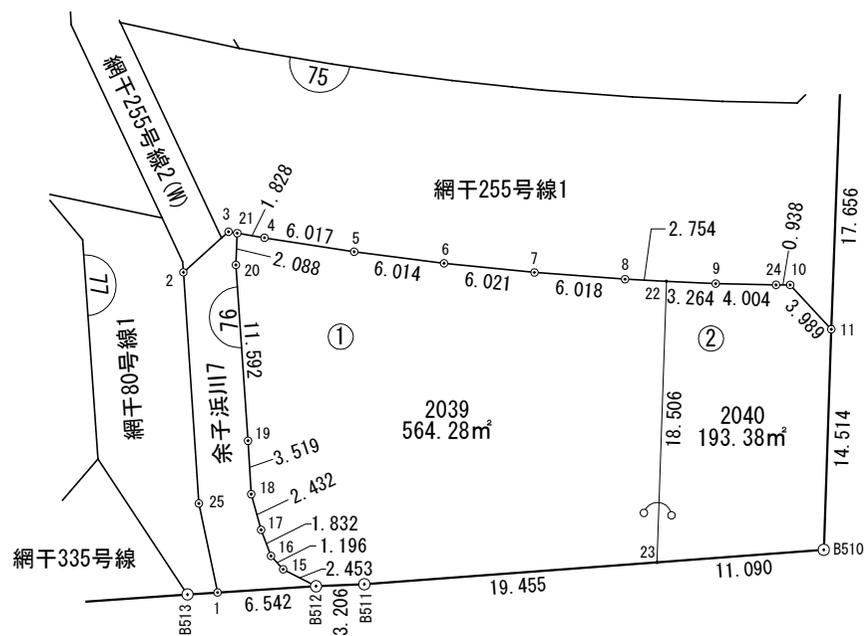
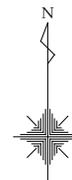
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

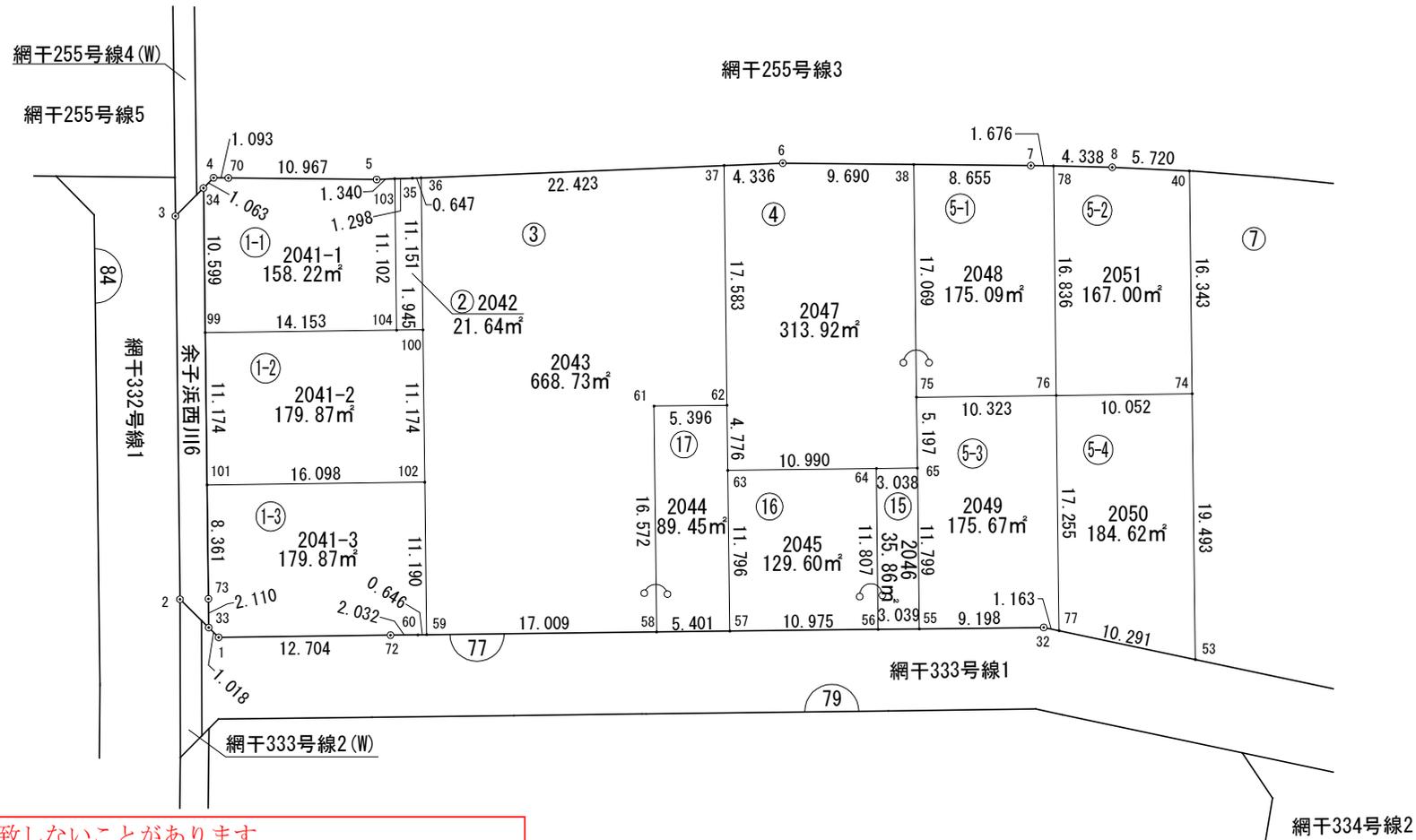
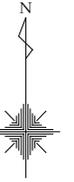
この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

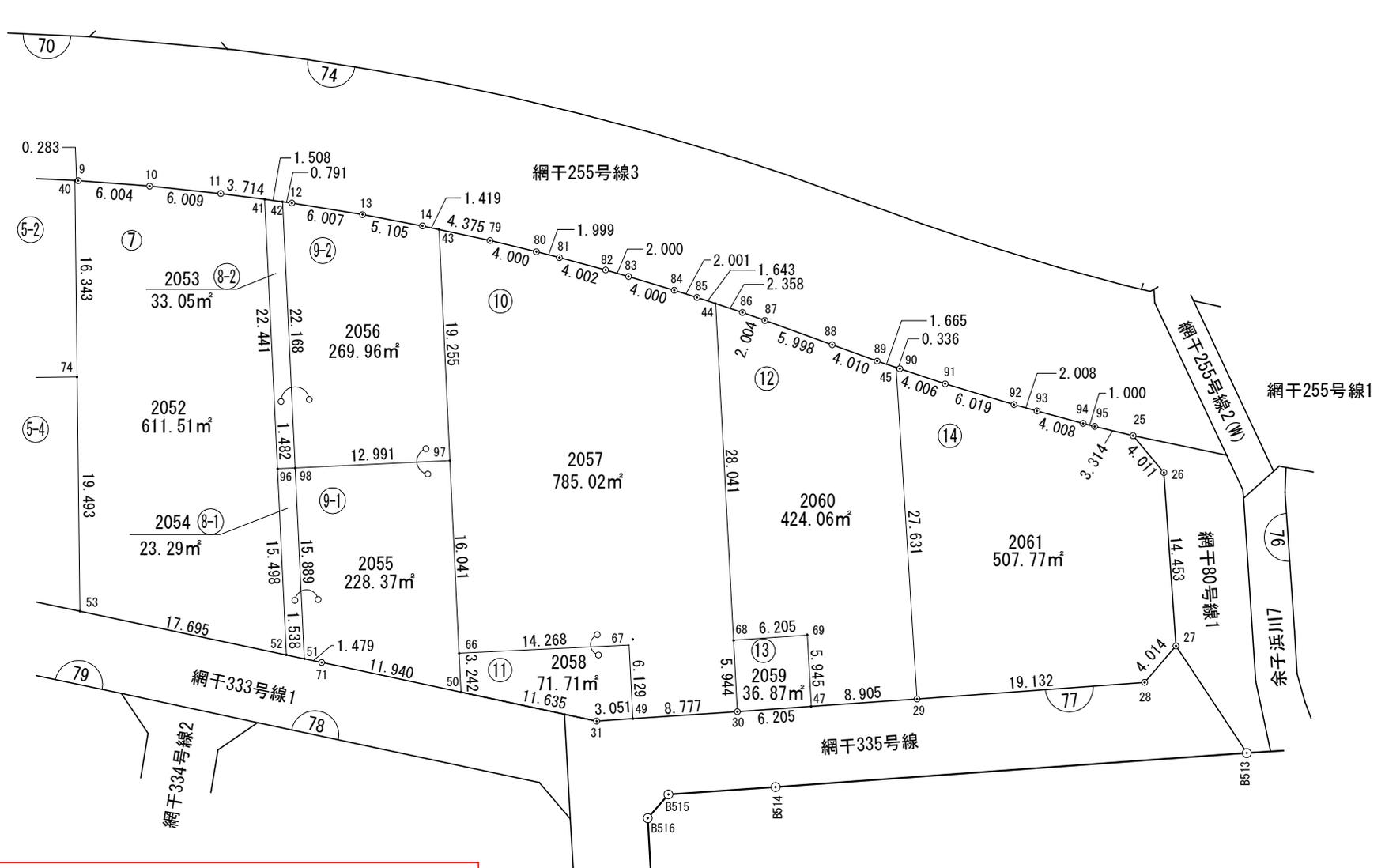
この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。

中播都市計画事業垣内津市場土地区画整理事業 画地出来形確認測量図 77街区 (1/2) S=1:500



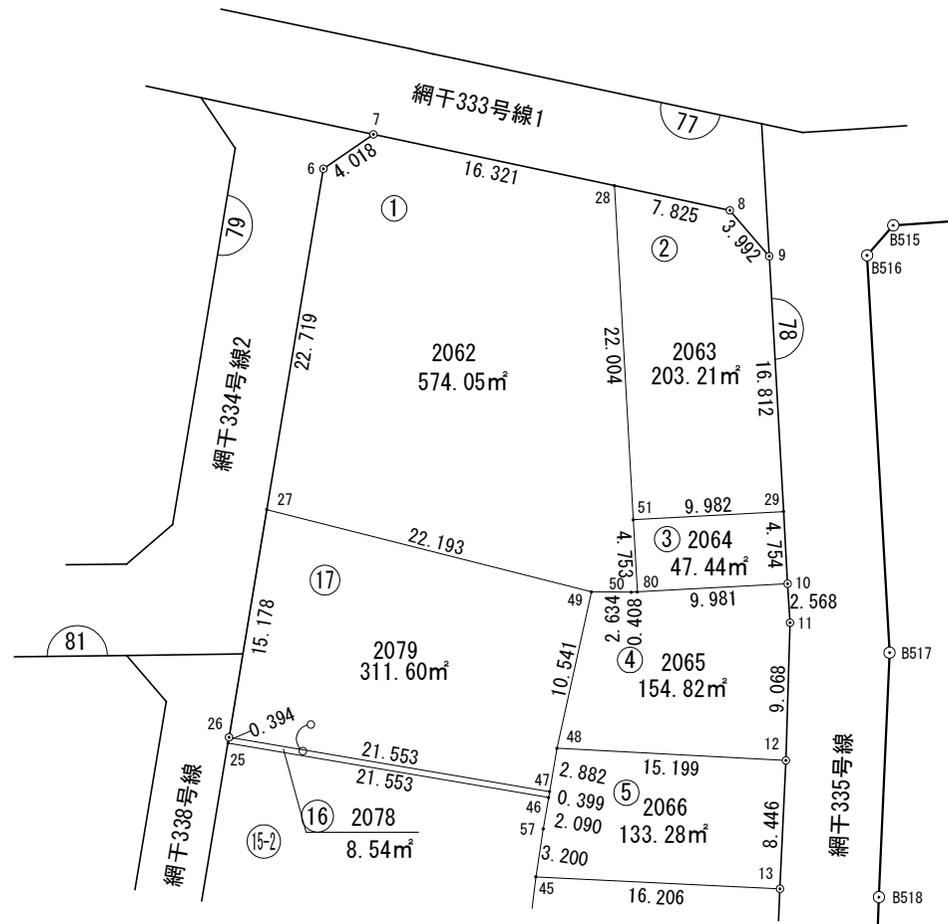
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

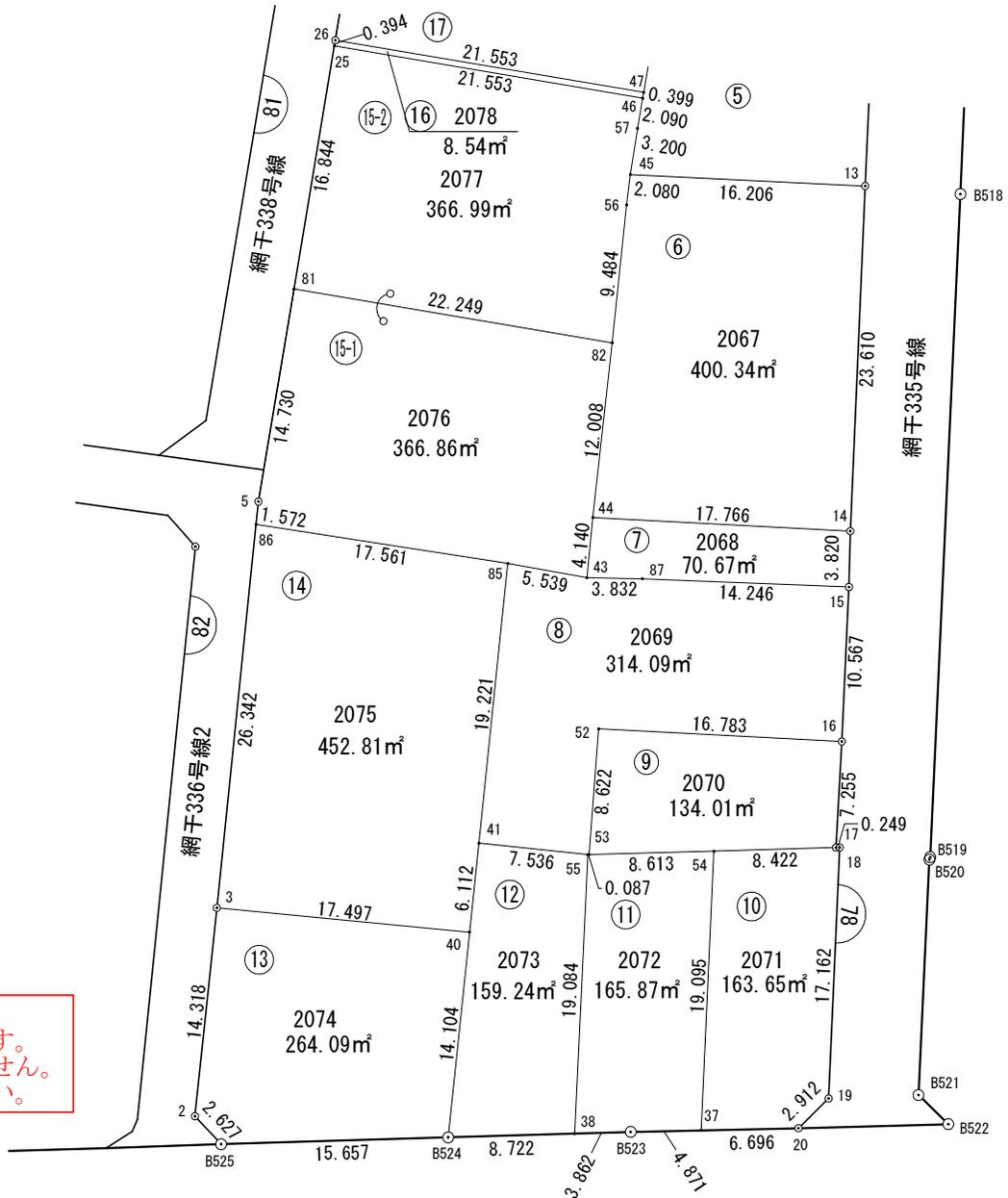
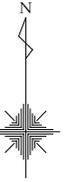
この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

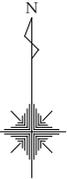
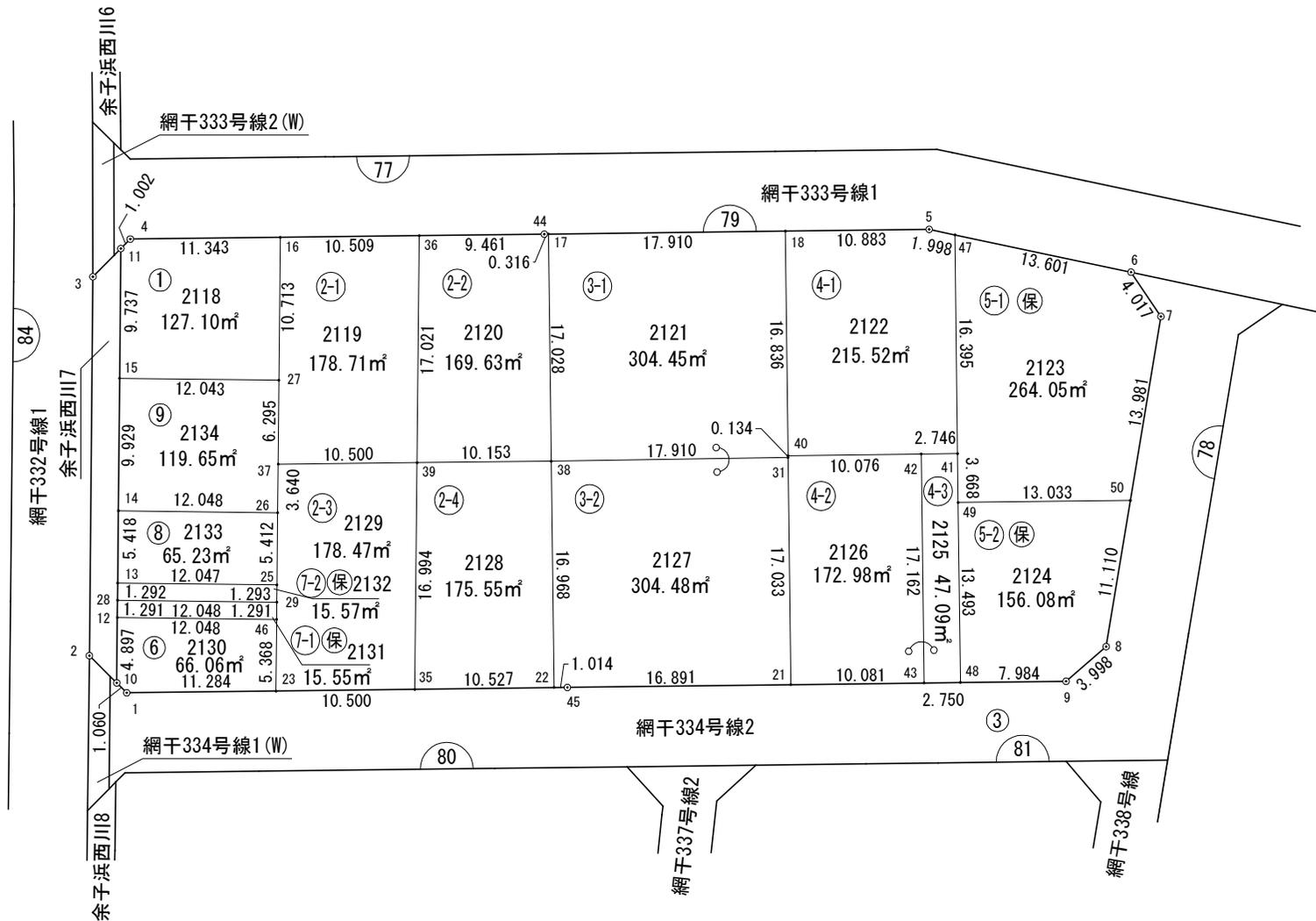
この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。

中播都市計画事業垣内津市場土地区画整理事業 画地出来形確認測量図 78街区 (2/2) S=1:500



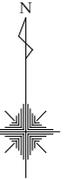
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



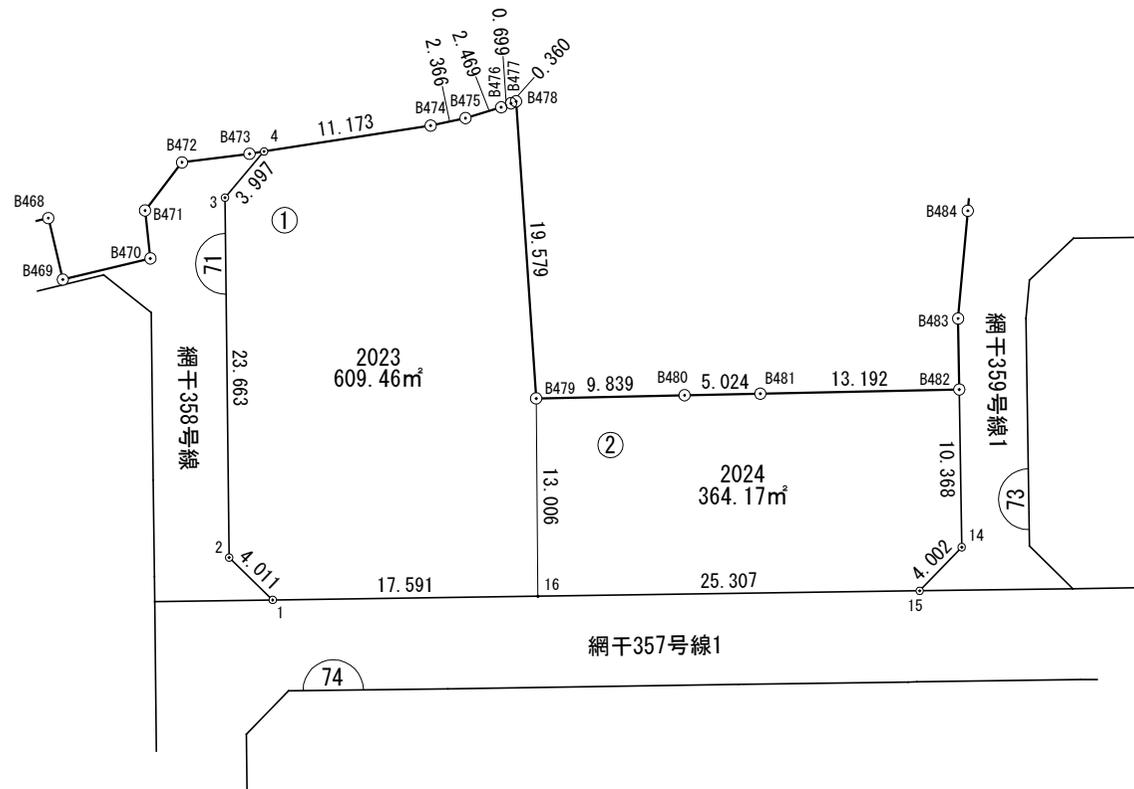
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



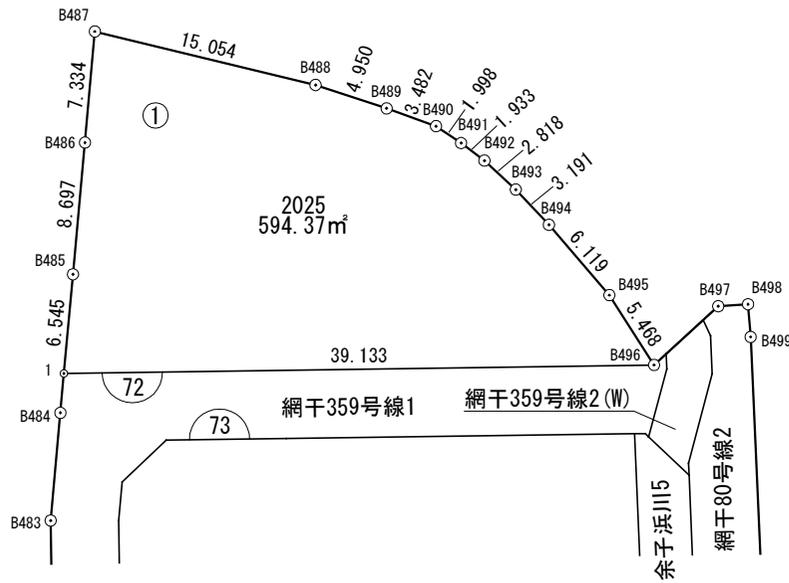
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
 換地処分時点のものです。



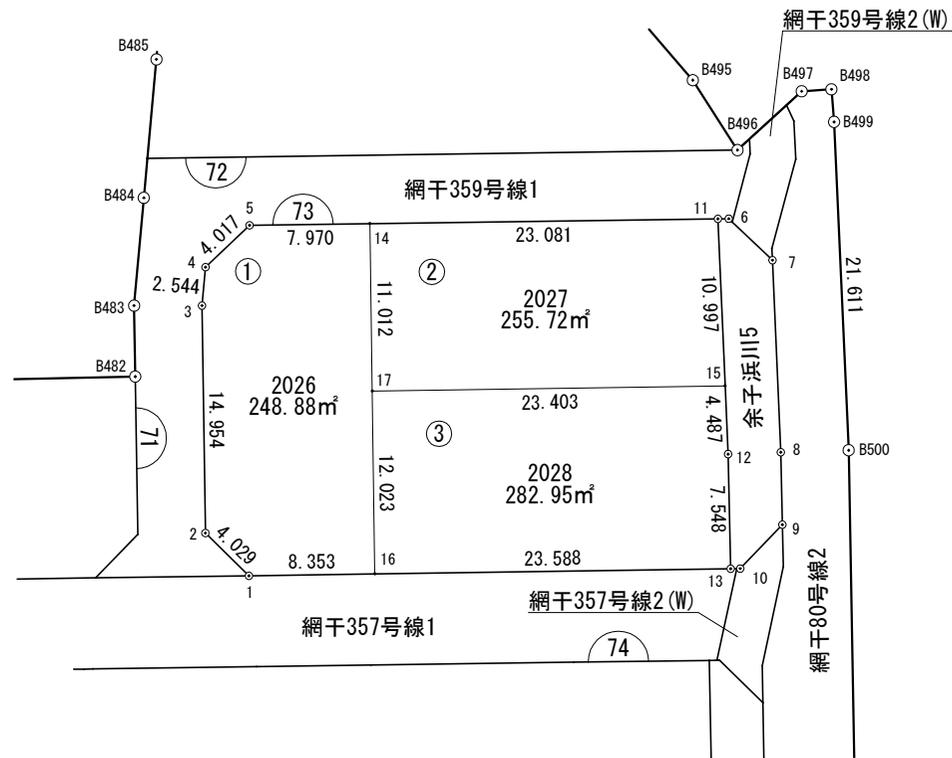
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。



現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面は令和元年6月21日
換地処分時点のものです。